

平成 26 年

第 3 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成26年 5 月 1 日 (木) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

| | |
|-----------------|----|
| ◎ 第3回臨時会 | |
| ○ 招集告示 | 1 |
| ○ 上程案件処理結果 | 2 |
| ○ 応招議員名簿 | 3 |
| ○ 5月1日（議事日程第1号） | 5 |
| ○ 会期及び日程 | 6 |
| 会議録署名議員の指名について | 10 |
| 会期を定めることについて | 10 |
| 議案審議 | 10 |

宮古島市告示第51号

平成26年第3回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成26年4月23日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成26年5月1日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約について
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

上 程 案 件 処 理 結 果

| 議案番号 | 件 名 | 提 案 者 | 提出月日 | 処理月日 | 結 果 |
|------------|---|-------|---------------|---------------|------|
| 議案 第37号 | 平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号） | 市 長 | 平成26年 5月1日 | 平成26年 5月1日 | 原案可決 |
| 議案 第38号 | 平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約について | ” | ” | ” | ” |
| 報告 第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例） | ” | ” | ” | 承 認 |
| 報告 第5号 | 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | ” | ” | ” | ” |

開会日（平成26年5月1日）に応招した議員

| | |
|-------------|-----------|
| 眞 榮 城 徳 彦 君 | 嵩 原 弘 君 |
| 佐 久 本 洋 介 〃 | 棚 原 芳 樹 〃 |
| 濱 本 雅 浩 〃 | 新 城 元 吉 〃 |
| 栗 国 恒 広 〃 | 亀 濱 玲 子 〃 |
| 下 地 勇 徳 〃 | 下 地 明 〃 |
| 上 地 廣 敏 〃 | 垣 花 健 志 〃 |
| 平 良 敏 夫 〃 | 富 永 元 順 〃 |
| 國 仲 昌 二 〃 | 平 良 隆 〃 |
| 上 里 樹 〃 | 前 里 光 惠 〃 |
| 仲 間 頼 信 〃 | 山 里 雅 彦 〃 |
| 高 吉 幸 光 〃 | 池 間 豊 〃 |
| 仲 間 則 人 〃 | 下 地 智 〃 |
| 西 里 芳 明 〃 | 新 里 聰 〃 |

平成 26 年

第 3 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成26年 5 月 1 日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成26年第3回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成26年5月1日(木) 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第2 会期を定めることについて
- 〃 第3 議案第37号 平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 〃 第4 議案第38号 平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約について (〃)
- 〃 第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例) (〃)
- 〃 第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (〃)

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成26年第3回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成26年5月1日(木) 午前10時開会

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 日 程 | 摘 要 |
|-------|---|-----|--|-----|
| 5月 1日 | 木 | 本会議 | 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決 | |

会期=1日

平成26年第3回宮古島市議会臨時会会議録

平成26年5月1日

(開会=午前10時10分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午前11時47分)

| | | | |
|----------|----------|---------|---------|
| 議長(4番) | 眞榮城 徳彦 君 | 議員(13番) | 嵩原 弘 君 |
| 副議長(17〃) | 佐久本 洋介 〃 | 〃(14〃) | 棚原 芳樹 〃 |
| 議員(1〃) | 濱元 雅浩 〃 | 〃(15〃) | 新城 元吉 〃 |
| 〃(2〃) | 栗国 恒広 〃 | 〃(16〃) | 亀濱 玲子 〃 |
| 〃(3〃) | 下地 勇徳 〃 | 〃(18〃) | 下地 明 〃 |
| 〃(5〃) | 上地 廣敏 〃 | 〃(19〃) | 垣花 健志 〃 |
| 〃(6〃) | 平良 敏夫 〃 | 〃(20〃) | 富永 元順 〃 |
| 〃(7〃) | 國仲 昌二 〃 | 〃(21〃) | 平良 隆 〃 |
| 〃(8〃) | 上里 樹 〃 | 〃(22〃) | 前里 光惠 〃 |
| 〃(9〃) | 仲間 頼信 〃 | 〃(23〃) | 山里 雅彦 〃 |
| 〃(10〃) | 高吉 幸光 〃 | 〃(24〃) | 池間 豊 〃 |
| 〃(11〃) | 仲間 則人 〃 | 〃(25〃) | 下地 智 〃 |
| 〃(12〃) | 西里 芳明 〃 | 〃(26〃) | 新里 聰 〃 |

◎欠席議員(0名)

◎説明員

| | | | |
|--------|----------|----------------|---------|
| 市長 | 下地 敏彦 君 | 観光商工局長 | 下地 信男 君 |
| 副市長 | 長濱 政治 〃 | 教育長 | 宮國 博 〃 |
| 企画政策部長 | 古堅 宗和 〃 | 教育部長 | 奥原 一秀 〃 |
| 総務部長 | 安谷屋 政秀 〃 | 総務部次長兼 総務課長 | 砂川 一弘 〃 |
| 福祉部長 | 譜久村 基嗣 〃 | 財政課長 | 仲宗根 均 〃 |
| 生活環境部長 | 平良 哲則 〃 | | |

◎議会議務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 事務局 長 | 上地 栄作 君 | 議事係調整官 | 仲間 清人 君 |
| 次 長 | 伊波 則知 〃 | 議 事 係 | 下地 博正 〃 |
| 補佐兼議事係長 | 友利 毅彦 〃 | | |

平成26年第3回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成26年5月1日(木)

| | |
|----------------|---|
| 平成26年 3月24日 | J Aおきなわ情報管理センターで開催された第25回宮古土地改良区通常総代会に出席した。 |
| 3月26日 | 宮古島市平良庁舎で開催された「宮古島クルーズ客船誘致連絡協議会総会」に出席した。 ----- 宮古島マリナーミナルで開催された「巡視艇やえづき」就役式典に出席した。 |
| 3月27日 | 宮古島市平良庁舎玄関前駐車場で開催された「平成25年度宮古島市小型電気自動車事業化モデル実証事業試作車完成披露セレモニー」に出席し、挨拶を述べた。 |
| 3月28日 | 七原コミュニティーセンターで開催された第55回全国土地改良功労者表彰「金賞」受賞祝賀会に出席した。 |
| 4月6日 | 与那覇前浜ビーチで開催された「海族まつり・サンゴの楽園未来まで集まれ遊ぼう宮古島の海びらき」に出席し、海の安全祈願及びテープカットを行った。 |
| 4月14日 | 「J Aおきなわ宮古地区農産物集出荷場落成式典・祝賀会」に出席し、激励の挨拶を述べた。 ----- 「宮古島市上野児童館開館式」に佐久本洋介副議長が出席し、祝辞を述べた。 |
| 4月18日 ～21日 | 20日開催の「第30回全日本トライアスロン宮古島大会」の関係式典に出席したほか、大会当日の完走メダル授与や表彰式における男子年代別入賞者へ入賞盾の授与を行った。 |
| 4月19日 | 宮古島東急リゾートで開催された「安倍昭恵内閣総理大臣ご夫人歓迎交流会」に出席し、挨拶を述べた。 |
| 4月20日 | 宮古島市総合体育館前広場で開催された「安倍総理夫人来島記念植樹」に出席し、植樹を行った。 |
| 4月23日 | 宮古空港ターミナルで開催されたコーラル・ベジタブル株式会社「宮古島空港市場」オープニングセレモニーに出席し、テープカット並びに祝辞を述べた。 ----- 下地敏彦市長より平成26年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに付議すべき議案の送付があった。 |
| 4月24日 | 那覇市で開催された「第89回九州市議会議長会定期総会」及び「平成25年度第5回理事会」に出席した。総会においては、平成25年度決算認定、平成26年度予算のほか、沖縄県11市共同提出議案3件（①日米地位協定の抜本的な改定について。②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について。③中国による尖閣諸島上空を含む防空識別圏の設定の撤回と安全措置について。）を含む21件の議案が可決され、関連議案を整理の上、各関係機関に要請することになった。 |
| 4月25日 | 沖縄県市町村自治会館で開催された「平成26年度沖縄振興拡大大会議」に出席した。 ----- 議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、5月1日の1日とするのが適当であると決した。 |

| | |
|--|----|
| | 以上 |
|--|----|

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成26年第3回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時10分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告書については、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において仲間則人君と國仲昌二君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日5月1日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第37号から日程第6、報告第5号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成26年第3回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出した議案は、予算議案1件、議決議案1件、報告2件の合計4件であります。

最初に、議案第37号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は3億3,371万4,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を370億8,171万4,000円と定めてあります。

次に、議案第38号、平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約について。平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告2件について一括してご説明申し上げます。報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。以上報告第4号及び報告第5号については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

それでは、質疑したいと思います。

議案第37号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）についてです。これ全体的なことですが、新年度が始まってまだ1カ月しかたっていない時点です、どういった理由で補正予算が出てきたのかという説明をお願いいたします。

それから、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）でありますけれども、議会提出議案の4ページのほうです、専決処分書というのがありまして、その理由のほう、下から2行目のほうに、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するという理由がありますけれども、この同じく9ページの附則のほう、施行期日というのがありまして、この第1条のほう、（1）から（6）まではただし書きになっているんですけれども、（1）の一番最後は平成26年10月1日、（2）の一番最後には平成27年1月1日、（3）の一番最後は平成27年4月1日、（4）の一番最後は平成28年4月1日、（5）の一番最後は平成29年1月1日と、それぞれ施行期日がありまして、これからするとですね、時間的余裕がないということはちょっとわかりにくいので、どの条文がですね、要するに時間的余裕がないということで専決処分したのかという部分についてですね、教えていただきたいと思います。

以上2件、よろしく申し上げます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

國仲昌二議員の質疑に対する答弁をする前にですね、一言ご挨拶を申し上げます。

私、4月1日で福祉部長を拝命いたしました譜久村基嗣と申します。これからも市民の生活向上のため、市民サービス向上のために鋭意努力してまいりたいという所存でございます。緊張して仕事をしてまいりたいと思っております。皆さんの協力とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、早速であります、説明をいたします。まず、民生費の国庫補助金、これは臨時福祉給付金ですけれども、それから子育て世帯臨時特例給付金の説明をいたします。なぜ3月定例会で上がらずに、なぜ今の臨時会ですかということが質疑の趣旨だったと思います。この措置はですね、平成25年10月1日に国において閣議決定されまして、同年の11月21日に全国福祉関係、市町村、県含めてですね、説明会を開きました。その中で、国から補助金の交付要綱が適用されることについては平成26年2月6日から決定をいたしまして、そのため宮古島市の定例会開催に間に合わなかったということが経緯になります。

それから次に、福祉部関連で、民生費国庫補助金の中で社会福祉費補助金、これは就労自立給付金創設等に伴うシステム改修事業費なんです、約70万円、69万9,000円なんです、これも平成26年7月1日から施行なんです。それで、同制度につきましては3月定例会途中、2月6日だったと聞いておりますけれども、その中で閣議決定されて、法施行が7月1日ということで、今年度7月1日ということで、去った3月定例会に間に合わなかったということでもありますけれども、基準日が平成26年の7月1日ですので、それから

措置することが出てきますので、今回6月定例会ではどうしても作業が間に合わないということで、今回の臨時会の提案となりました。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

専決処分を何で急いでしたのかという理由だと思いますけど、これは地方税法の一部を改正する法律が、提出議案にありますように、平成26年3月31日に公布されております。議員のご指摘のとおり、施行日が後年度以降となっておりますので、これは例えば平成27年の1月1日とか4月1日とかあります。これについては、市民に周知を図ってもらいたいというのが原則でありまして、それについては猶予期間とか、市民に説明する期間を設けるとというのが原則になっております。

それと、長の専決処分については、6月定例会じゃなくて、何で今なのかというのは、地方自治法第179条第3項のほうにあります、6月じゃなくて、その次の議会、いわば専決処分をした早い議会のほうに議会に報告して、その承認を求めるということになっておりますので、今回の臨時会になっております。

◎観光商工局長（下地信男君）

新年度始まってなぜ補正かというご質疑ですけれども、7款商工費、1項商工費、3目観光費に446万円ほど補正をお願いしております。これは、新城海岸のトイレ、駐車場、それからシャワーの一部改修ということで計上しております。新城海岸は、平成6年に、合併前に、城辺町時代にトイレと駐車場が設置されておりますけれども、このたびこの設置場所が保安林になっているということで、森林法違反行為であるというふうに宮古農林水産振興センターから嚴重注意がありました。市としては、トイレと駐車場を撤去するという復旧計画を提出してですね、承認をいただいております。それで、3月に従来のトイレ、シャワー施設が撤去されております。しかしながら、新城海岸は多くの観光客でにぎわう観光地でありますので、やはりトイレ、駐車場の便利施設は必要であるということで、このたび、仮設ではありますけれども、トイレ施設と駐車場を整備してまいります。以上、経費が446万円ということで、今回の補正になっております。

◎教育部長（奥原一秀君）

4月1日付で教育部長を拝命しました奥原一秀と申します。これから教育行政一生懸命頑張りますので、よろしくご指導のほどお願いします。

それでは、補正予算書です、12ページの10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の中で今回28万5,000円の補正をお願いをしているところです。この補正につきましては、教師用です、教材図書の入費になっております。実は新年度においてクラス編制を行いまして、その中でクラス増に伴う教師用の指導書の図書購入費となっております。

◎國仲昌二君

どうもありがとうございます。

それでは、議案第37号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）についてのですね、臨時福祉給付金、それから子育て世帯臨時特例給付金ですか、今の説明では、決定するのが遅くて、計上することが困難だったという話ですけれども、実際那覇市のほうは当初予算で計上しているんですね。マスコミのほうにも出ているんですけれども、低所得者とかですね、子育て世帯に給付するものだというので、実際4月から増税、消費税が上がるというのはわかっていたという中でですね、低所得者世帯とか子育て世

帯への不安解消をするためにも当初で予算計上したほうがよかったのではないかなど、この那覇市ですね、当初予算に計上しているというニュースを見て、そう思いましたけれども、これについての見解を伺いたいと思います。

それから、就労自立給付金なんですけれども、今答弁では平成26年の2月6日に閣議決定したというような話なんですけれども、私が調べた限りでは平成25年の12月13日にもう法は成立しているということで、私が調べた限りでは当初予算に計上する時間的余裕はあったんじゃないかなと思っております。この辺についてもですね、なぜ私がこう言うかといいますと、要するに新年度が始まってわずか1カ月でいろいろ上がってくる中で、本当は当初予算に計上しなければいけないものが今出てくるというようなことがあるかもしれないということで、ちょっとその辺のことをですね、しっかりしてもらいたいということで質疑しておりますけれども、もう一度ですね、臨時給付金事業と、那覇市が計上したというのも含めて、それから就労自立給付金についての考え方をもう一度説明お願いしたいと思います。

それから、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）、これは地方税法等の一部を改正する法律の改正によるものということなんですけれども、実際にですね、先ほど私説明したように、これ1つの条例なんですけど、1つの条例の中で、本当に時間的に全く余裕がなくて、もうやらないといけないというのは、全部出ているうちの、30条文ぐらいあるんですけど、そのうちの6条文ぐらいしかないんですね。やっぱり専決処分するというのは、議会の権限というのをいわゆるやむを得ないということで、権限を専決するというので、慎重にやるべきだと思うんですけども、このただし書きの部分ですね、平成26年10月1日からとか、ずっとありましたけれども、この辺についてはやっぱり専決処分ではなくて、議会のほうに提案して、議会で議論してもらうことではないかというふうに考えるんですけども、その辺いかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

これは、国の法律が変わって、公布されておりますので、これについては4月1日施行ということが大原則となっておりますので、これについてはやっぱり国の法律に基づいてやっておりますので、これについてはやはり専決処分をしてもらって、施行を4月1日ということになっております。ただ、その間についてはやはり市民に周知をするということになりますので、これ議会のほうで議論してもらうのもいいんですけど、これはもう国の法律事項で、法律自体が変わるということはありませんので、やはり専決処分をしたということになります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、最初の臨時福祉給付金の説明なんですけど、平成25年11月1日に閣議決定をされ、同年の11月21日に全国説明会を行いました。法の施行が平成26年の4月1日からですので、国からの補助金の交付要綱が制定されたのが平成26年の2月6日に要綱が適用されるということで施行されておりますので、3月定例会には間に合わなかったということもあります。那覇市が当初予算に計上したということは、私は把握しておりませんが、恐らくは目安という、概略的なものは前から出ていましたので、目安、非課税世帯という目安が、それを拾った目安が恐らくシステムの中であったから、それを拾って計上、大体1万円というのはもう決まっていますから、加算分の1万5,000円、それから1万円の給付金というのは、もう一人頭1万円というのは決まっていたから、それを目安として計上したんだろうなと思っております。今11市

の福祉部長会議の中で、去った25日にありましたけども、その中でも那覇市も含めて、まだ暫定的な予算でやっている、方法もどういうふうにしたらいいかということは今各市取り組んでいる状況にありますので、宮古島市の予算措置の時期については妥当じゃないかなと私は思っております。

それから、生活保護費の就労自立給付金なんですが、先ほど國仲昌二議員の説明の中で、私の説明が足りなかったと思いますけども、生活保護法の一部を改正する法律が平成25年12月6日に成立しております。法改正により、新たに就労自立給付金の制度が創設され、平成26年7月1日より施行することになりました。この制度は、生活保護を受給していた方が廃止、それなりの措置により就労ができたということでのある一定期間を援護しようと、支援をしようという制度ですので、ただし7月1日基準日ですので、その以降の要するに自立した方を対象にするという制度でございます。今回の補正69万9,000円については、先ほども言いましたように、その制度に係るシステム改修の予算となりますので、これは県補助金になります。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

(休憩＝午前10時34分)

再開します。

(再開＝午前10時35分)

◎総務部長（安谷屋政秀君）

法律が平成26年3月31日に公布されたということで、施行の日がまちまちだということになっています。平成27年4月1日からの軽自動車税も変わるということで、その法律によっていろいろ変わると思いますけど、やはり法律が施行され、公布されておりますので、やはりその期間、住民に周知をする期間が必要かなということで、そういう考えで一応専決処分をしてあります。今後、案件によって、やはり議会の審議も必要なものについては、それについては今後検討していきたいと思います。

◎國仲昌二君

どうもありがとうございます。

補正予算ですね、時間的に当初予算に間に合わなかったと。那覇市は、多分大まかな見積もりで計上したんだろうということですけども、私としてはですね、やはり那覇市のマスコミ報道にあるようにですね、こういう増税が目前にある中で、やっぱり低所得者世帯、それから子育て世帯の不安解消のためにですね、当初で予算計上するという考え方があってもよかったかなと思います。それと、やはり当初予算というのは市が1年間どういった仕事をするかという姿を数字として見せているものなんですね。市の考え方を反映しているというもので、先ほどの不安解消も含めて、市民の理解を得るためにもですね、できるだけ当初で予算計上して、姿を見せるほうが望ましいんじゃないかなと考えます。予算というのは、当たり前なことなんですけども、予算に計上しないと役所の仕事はできないということで、今回の件では別としてですね、やっぱり計上するというこの重要性をしっかりと認識して、今後とも職務遂行をお願いしたいと思います。これはお願いですので、別に答弁は必要ありません。

それから、報告第4号の専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条

例)ですけれども、私なぜこういうふうに言うかといいますと、実は専決処分ということについては、近年、鹿児島県の阿久根市長が議会と対立して、専決処分を乱発したということがあって、総務省のほうでも行財政検討会議の中で論点として取り上げられたり、地方自治総合研究所などでもいろんな考察資料などが発表されているんですね。その中において、専決処分は市長裁量ではあるけれど、客観性がなければならず、そうでない場合は議会の議決権を侵害したことになるというふうな指摘をしております。そして、長において議会を招集するいとまがないと認めるということについては、急速に処理し、施行しなければならない必要性があって、議会を招集して議決を待っていたのでは時期を失する場合であり、単に事務処理上便宜であるというにすぎない場合には急速処理を要すべき事項には当たらないという判例などを上げております。ですから、やっぱりこれからですね、いろいろ専決処分については議論したり、検討したりしていく必要があると思いますけれども、今回のですね、報告第4号で専決処分したほとんどの条文がですね、時間的余裕があるということは、私が見た限り、ありますので、ただし書きの部分も含めてですね、これからの専決処分のあり方についても検討していくべきではないかと思っておりますけれども、このことについて市長の考え方を伺いたいと思っております。

◎副市長（長濱政治君）

専決処分の件ですけれども、当然議会の承認を得てやるのが、執行部としてはいつもそれを心がけているところがございますけれども、やむを得ず専決処分しなければならないというときがもちろんございます。特に今回の給付金の場合ですね、これが交付要綱が2月6日にできたというわけでございますから、ことしの。もしも那覇市の条例改正がどのような形でなされたのか、存じ上げているわけではありませんけれども、まだ海のものとも山のものとも、中身がですよ、具体的にはっきりしていない中で、議会にこれを提案して、これを審議していただきたいというふうなことは、少しこれは避けるべきだろうということは1つあると思います。

それと、施行が平成28年の4月であるとか、10月1日であるとか、4月1日であるとかというふうなことがもちろんあります。じゃ、来年の4月1日、じゃ来年の3月定例会に出して、そこで条例改正をするといつて、すぐ4月1日に施行というふうなことは、できれば市民の皆様方には早目に、平成27年の4月から変わりますよという周知期間を長く持ってですね、よく理解してもらった上で、いわゆる税金等の対応をしていただくという意味では、早目にやっておいたほうがいいのではないかとこのように思っております。もちろん専決処分というふうなことはできるだけ避けたいというのは当然でありますので、今後ともそのような形で、きちんとした形で議会に提案していきたいというふうに思っております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

まず、議案第37号の平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねいたします。

ただいまこれが臨時会で提出された理由が専決処分に基づいてとか、いろいろなのがあったんですけど、この民生費の中でですね、具体的に、まず5ページ、歳入ですね、これに2億6,500万円余、臨時福祉給付金、それからその下の17節で子育て世帯臨時特例給付金というのが6,240万円余あります。これに基づいて歳出は示されているんですけど、この具体的な給付金ですね、内容ですね、対象者、どのように選

定されているのか、どういう方々に交付するのか、その対象者数とか、それから条件、選定内容はどのようになっているのか。それから、これは具体的に金額が出ているわけですから、具体的な交付対象者が決まっていると思いますので、その点についての詳しい説明を求めます。

それから、専決処分の特に軽自動車税についてであります。資料で具体的に示されています。それは、一見すると全部従来の課税額よりもかなり上がる形で条例化されるんですけど、ここでわかりにくいのはですね、要するに軽自動車を今まで持っていた人全部に対しての課税になるのか、それとも新車購入時に課税対象になるのか、新車だけにですね。それから、中古車でもこれを買いかえたときになるのか。いろんな形で軽自動車が存在しているわけですね、市民の間でもって。こういうものは、具体的にどういふぐあいになっているのか、どういふぐあいに課税されるのかということ詳しく説明をしていただきたいと思います。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

軽自動車の新税率については、これは平成27年4月1日以降になります。ですから、来年の4月1日以降で登録を、車検を受ける車が対象になります。だから、現在使用している軽自動車については旧税率でいきます。ですから、平成27年4月1日以降で、まず初回の車検を受ける、いわば新しく購入されるのが税の対象となります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、制度の概要なんですが、臨時福祉給付金と、それから子育て世帯臨時特例給付金の説明をいたします。

臨時福祉給付金、これは支給対象者、まず支給対象者ですね。平成26年1月1日、これが基準日になります。宮古島市に住所を有し、市民税が課税されていない方で、その方で、1人につき1万円を支給します。ただし、生活保護の制度を受けている家庭は対象外ですよということになっております。その支給対象者のうち、また加算金があります。1万円に加算金がありますので、その加算金の対象者というのが老齢基礎年金、それから障害の基礎年金、それから遺族基礎年金、それから児童扶養手当、特別障害者手当などの支給を受けている方は新たに加算金5,000円が支給されますという制度です。その予算の内訳なんですが、2億6,577万3,000円の内訳なんですが、今現在予算計上した対象者は宮古島市で2万300人を見込んでいるということになります。その支給の開始時期なんですが、まずは7月ごろ、これは税のですね、確定申告の6月ごろが大体の目安がつかますので、6月ごろから非課税、課税世帯の把握をいたしまして、7月ごろからの受け付けを予定しております。大体最高期間6カ月、来年の年明けて2月27日、国からの指導は、来年の2月27日までに完全に事業終了するよということ指示がありますので、その時期に向けては完全、100%の事業執行したいと思っております。

それから次に、子育て世帯臨時特例給付金についてであります。これも趣旨的には同じように8%、臨時福祉給付金と同じように、消費税8%に上がったものに伴う生活の下支えという観点からの創設になります。支給対象者は、平成26年1月1日に宮古島市に住所を有し、基準日における平成26年1月分の児童手当の受給者が対象になります。当然その平成25年度の所得が児童手当の所得制限額を超えている者については対象外になります。支給金額なんですが、対象児童1人につき1万円が支給されます。臨時福祉給付金と、それから子育て世帯臨時特例給付金の併用はございません。どちらか1カ所になります。臨時

福祉給付金を受ける方は、当然にそこで恩恵を受ける。それから外れた、平成26年1月1日の基準日における児童手当、1月の児童手当を受けた方が、外れた方が児童手当を受けているのであれば、その子育て支援のほうに回ってきて、受給を受けるという形になっております。宮古島市の予算計上時の対象児童者は、おおむね5,100名を想定してございます。支給受け付け、これも臨時福祉給付金と同じように7月1日、これは一緒に作業したほうが一番手っ取り早いかなということで、7月1日からになります。当然消費税の趣旨から考えると、早目に支給するのが当然だと思いますので、鋭意努力いたしまして、早目に支給していきたいと思っております。このことについてはですね、詳しく市の広報あるいはマスコミ媒体を使ってですね、詳しく、またホームページにも掲載しながら、市民への説明は十分に行いたいと思っております。協力お願いいたします。

◎新城元吉君

ただいま具体的に説明を受けましたんですけど、ちょっと意外なのは臨時福祉給付金が市民税が課税されていない方が対象だということで、これが2万300人存在するというのを説明受けたんですが、これは宮古島の人口が5万二、三千人として、半数近い人たちが対象者になる感じなんですけど、ちょっとこの2万300人という方の割り出し方というのはどういう方法であったのかというのをもうちょっと具体的に聞きしたいなという思いがいたしました。その点について、よろしくお願ひします。

それから、子育て世帯臨時特例給付金についても1万円を給付するわけですけど、対象者が5,100名ぐらいいということで、これは全体でいわゆる子育て世帯というのが何世帯存在して、そのうちの5,100名に対してするのか、パーセンテージがわかるような説明をもう一度お願いしたいと思います。

それから、軽自動車についてはですね、これは来年の車検を受ける時点で全軽自動車、何らかの形で、2年車検の人は対象者にならないわけですけど、これ平成27年度の車検交付時で、これは基準日はいつ、車検はもう車によってばらばら存在するわけですから、具体的に何月何日からと決めておかないといけなわけですけど、それはどのようになっているのでしょうか。

それと、これはもう新車であろうが、新古車であろうが、あるいは中古車であろうが、乗れるか乗れないか寸前の、廃車寸前のも車検を受ければ全部対象になるということだろうと思うんですけど、その実態の把握はどのようにして把握されているのでしょうか。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

基準日というか、平成27年4月1日以降に最初に新規登録を受けたものから新しい税率が課税されるということになっております。ですから、例えば中古車を買ったりした場合にはこれ適用外になりますので、いわば4月1日以降に新規登録を受けるというのが原則ですので、例えば中古車を買って、これが2回、3回車検を受けていけば、これはもう対象外ということ……

（議員の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

基本的には新規登録を受けた方だけです。それ……

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

不規則な発言はやめてください。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

新規登録です。買うんじゃないなくて、新規登録です。新車を買うんじゃないなくて、新規登録をする人が対象になりますよと。それと、参考までに、13年以上たつと、新たに重課税ということで新しい税率が加算されてきて、税率が上がっていきます。

現在軽自動車の宮古島市の台数は、3万5,564台となっております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

2万300という数字はですね、頭数になります。世帯じゃないんです。ですから、1世帯の非課税世帯の、要するに世帯主が非課税であれば、これに扶養されている人は全部カウントされますので、そういう数字になります。ちなみに、宮古島市の人口5万5,000ですので、そのうちの2万300人が非課税世帯に扶養されている、あるいは扶養している方とご理解いただければよろしいかと思えます。

それから、児童手当を受けている児童数なんですが、申しわけありません。今資料持ち合わせないので、そのうちの臨時福祉給付金から外れた児童手当をもらっている人が5,100人というふうにご理解していただければよろしいかと思えます。今受給している児童数の人数については、今持ち合わせないので、済みません。よろしく願いいたします。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

私も専決処分の報告第4号と報告第5号については、原則と言うならば、やっぱり議会の付して審議をするというのが原則だというふうを考えます。市民に周知徹底を図るためというのを大きな理由に上げていますけれども、それならばなお大原則は議会の付託して審議をするということが大原則だろうというふうに思って、これはできる、できたのではないかというふうに思えます。

その観点から、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に質疑いたしますけれども、これは極めて暮らしに影響するものであります。こうやって議会で専決処分の報告だけで、議会が追認機関になっていってはいけないというふうに思えます。これについて質疑を幾つかしますけれども、まずはこの対象となる件数、この値上げに関してですね、件数は何件なのか。これの値上げ分の試算というのはどうなっているかということについてお答えいただきたいと思えます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

宮古島市国民健康保険税条例の一部改正に伴う負担増についてであります。今回の改正により、課税限度額が後期高齢者支援金分で現行の14万円から16万円に、介護納付金分が現行の12万円から14万円にそれぞれ引き上げられました。それに伴い、後期高齢者支援金分の限度額超過人数は107名で、そのうち介護納付金分の限度額超過人数は78名となりまして、これは全体の率では1%弱ということになっております。今回の改正の主な理由と申しますと、保険税は3種類ですね。医療分の中の一般賦課、それから後期高齢者分、それから介護分ということですが、そのうちそれぞれの限度額のパーセントが一般賦課分が2%台、それから残りの介護分と後期高齢者分は3%台ということで、これを上げることによって3部分とも2%台になるということが根拠であります。

◎亀濱玲子君

再質疑をさせていただきます。

これによる、例えばこれ母法が改正するというので、何かスルーで通るのが当たり前みたいな感じになっておりますけれども、これについて市が、これは地方自治体がどういうふうにかこれを判断するかというのは地方自治体によるわけですから、宮古島市がこれによるいわゆる減免の何か対策ですね、それを考えるかということについてお聞かせいただきたいと思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

今回の保険税の改正の大きな狙いでありまして、これは中間層の所得層の軽減ということでありまして、今回この改正によって恩恵を受ける所得階層があります。これを宮古島に重ねますと、例えば5割軽減の方は、現在2割軽減に該当する世帯が、今回の改正によりまして、約1,570名のうち944名の方が2割から5割の軽減になるということでありまして、それから、2割軽減の中には新たに470名の方が軽減されると、2割軽減ですね、それにされるというふうには、負担増よりも、むしろ軽減のほうが大きいというふうになっております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

ただいまの報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に質疑させていただきます。

まず、軽自動車は何台かということについては、新城元吉議員の質疑に対して3万5,564台とお答えになったかと思いますが、その中でいわゆる乗車用として自家用車と営業用の車があると思いますが、そのそれぞれの台数についてお伺いします。

それから、貨物用の車で自家用と営業用のそれぞれの台数、お伺いします。

それから、小型特殊自動車で農耕用とその他のそれぞれの台数がわかれば、それも教えてください。

それから、オートバイ、いわゆる2輪軽自動車ですね、それと小型自動車の台数についてお伺いします。

それから、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）にお伺いしますが、その中間所得層が軽減されて、軽減される方々が多いということをお答えいただきましたけれども、恩恵を受ける所得階層、それと人数は何人になるのか。パーセントでもいいです。お伺いします。

それから、負担のふえる階層があれば、人数とパーセントを教えてください。

それから、低所得者の人たちがどれだけ影響を受けるのか、これについてもお伺いします。

加えて、増税による税収は幾らで、当初予算の歳入総額はそれによってどう変わっていくのか。

それから、過去5年間の限度額見直しによる増額は幾らになるのか。

よろしくお願ひします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

軽自動車についてお答えしたいと思います。

新城元吉議員にお答えしたとおり、軽自動車の台数は3万5,564台、現在なっております。その内訳とし

ましては、乗用車で自家用が1万7,109台、営業用が19台になっております。それと、貨物用で自家用が1万257台、営業用が73台、それと小型特殊自動車で農耕用が1,986台、その他62台、このその他というのはフォークリフト、それとショベルカー、そういうのがその他になっておりまして、これが62台となっております。それと、軽2輪、オートバイですね、250cc以下が548台で、250cc以上が385台の合計で3万5,564台となっております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

宮古島市国民健康保険税条例の一部改正に伴う税の軽減措置と負担増についてであります。まず1点目の恩恵を受ける所得階層と人数とパーセントであります。これにつきましては今回の改正で国保税の応益割の5割軽減と2割軽減が該当する世帯というふうになりまして、条例改正によりまして、ことし1月末の課税台帳で試算しますと、これまで2割軽減対象者1,570名のうち944名が5割軽減に移行、該当するということとなります。これは、全体の率にしまして4.7%ということとなります。また、2割軽減対象世帯では新たに470名が該当になり、これは全体の率にしますと2.4%というふうに見込みとなります。

次に、負担のふえる階層と人数、パーセントであります。今回の改正により、課税限度額が後期高齢者支援金分で現行の14万円から16万円、それから介護納付金分が現行12万円から14万円にそれぞれ引き上げられまして、それに伴い、後期高齢者支援金分の限度額超過人数が107名で、介護納付金分の限度超過人数が78名となりまして、全体で、先ほど言いましたように、1%弱というふうになっております。

次に、低所得者の人たちがどれだけ影響を受けるかということとなります。今回の改正では7割軽減の世帯は対象外でありまして、5割軽減と2割軽減で両方合わせまして1,414名、これは全体の率にしまして7.1%の被保険者が負担軽減の対象というふうになっております。

過去5年間の保険税の推移、これは賦課税の限度額の推移になりますが、5年間ですか。これ平成21年度が限度額、これは3種類ありまして、医療費のうちの基礎賦課、それから後期高齢、介護、合計で平成21年度が69万円でありました。これが平成22年度は4万円アップしまして、73万円、平成23年度が同じく4万円アップしまして、77万円、平成24年度、平成25年度は改正がありませんでして、今回4万円アップしまして、81万円というふうになっております。

それから、今年度の予算は、ちょっと今のところ資料を持っておりませんので、よろしく申し上げます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎西里芳明君

1点だけ、議案第37号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）の7款商工費、1項商工費、3目観光費の446万円、新城海岸のシャワー、トイレ、駐車場ということなんですけど、この各トイレ、シャワー、駐車場のですね、内訳、この補正の中の内訳を教えてくださいなと思っています。

◎観光商工局長（下地信男君）

一般会計補正予算書の11ページの、これ、済みません。内訳というのは、節の内訳ですか。

（議員の声あり）

◎観光商工局長（下地信男君）

失礼しました。15節工事請負費の中の178万5,000円はですね、シャワー施設の沈殿槽の改修85万3,200円、

それから仮設駐車場の整備工事が93万1,000円でございます。12節役務費の手数料106万7,000円は、トイレのくみ取り手数料でございます。それから、13節委託料、これが仮設トイレの設置委託料、それから14節使用料及び賃借料が駐車場用地の賃借料、用地借り上げ料でございます。

◎西里芳明君

答弁ありがとうございます。

この新城海岸というのは、やっぱりこれまで観光客10万人というのがもう毎年のように訪れておりましてですね、これは仮設ということなんですけど、当局のこれからの新城海岸に対する駐車場とか利便施設の構想などがあれば聞かせていただきたいなと思いますけど、よろしくをお願いします。

◎観光商工局長（下地信男君）

3月に県の嚴重注意を受けまして、トイレ、駐車場を撤去いたしました。今回の補正を認めていただきましたら、駐車場2,200平米を、仮設ですけれども、駐車場を設置します。それから、トイレも4基、仮設ですけれども、設置します。今後課題になるのは、トイレ、あるいはシャワー施設も含めて、どこに設置するかという問題が一番大きな課題でありまして、水道がございません、その一帯には、今湧き水を利用して、露出塩ビ管で水を引いているという状況になりますので、今後も水道事業を導入するというのはなかなか厳しいものがありますので、その湧き水を、湧水を利用した形になっていくと思います。ただ、現在の撤去した後はですね、今はこれから、保安林地帯ですので、原状回復ということで植栽をしていきます。ただ、埋蔵文化財包蔵地ということになっておりまして、それはまた埋蔵文化財の発掘調査を要するという事です。これ総務部の管財のほうでやっていますけども、6月から約半年ほど埋蔵文化財の発掘調査を見まして、その後に植林をするんですね。現行の県との間の調整結果は、植林までしなさいという指導で、市もその復旧計画書にのっとってやっています。ただ、一番ベストな場所というのはもうこれまでであったトイレ、駐車場のあった場所だと思っています。ただ、そこが果たしてできるのかどうかというのは今後の県との調整いかんによりますけども、ただこういった発掘調査あるいは植栽等々やっていくとですね、やはりどうしても向こう1年間はしっかりした施設ができないということになっておりますので、この辺を踏まえて、約1年間の便器、仮設トイレの使用料というのを計上してございます。それ以降も県との調整等々、多分に教育委員会、文化財担当、あるいは保安林の所管している担当部局の調整というのが細かな調整が必要となってまいりますので、その辺は早急にしたい気持ちはありますけども、やはりそういった法律を遵守していくという手続は踏まえて進めてまいりたいと思います。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 智君

1点だけお伺いしたいと思います。

議案第37号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）のですね、先ほどから話があります臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、こういった受給者はですね、やはりこういうのは申請をしないともらえないのか、その1点をですね、お伺いしたいと思います。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

基本的に申請が、基準日に、要する住所を有している、1月1日に宮古島市に住所を有している方の申

請が基本になります。ただ、先ほど言いましたように、対象者が非課税世帯ということでは、その把握が難しい。毎年申告している扶養義務者であれば、それから税務課からの資料で、今税務課との調整、やりとりしているんですけども、申告しない人をどういうふうに拾うかということが今課題になっていまして、我々の作業としては、一人でも多くの市民にサービス、要するに恩恵を受けてもらいたいので、その点についてはマスコミを通して、あるいは要するに事務方を通してですね、各家庭、各世帯に通知文、恐らく非課税世帯であろうなという方を把握するためには、前年度の漏れ、あるいは申告した方が漏れているということであれば、そこら辺も調整しながら、対象であろうという世帯には通知文、何なりかの報告をしながらですね、通知をしながら、その把握に努めたいと思っています。ですから、あくまでもその把握を受けて、その通知を受けて、申請をする。私は非課税世帯ですよという証明も必要ですので、身分証明も必要になります。それですから、そういう手続をしてもらって、そこら辺については、詳しいことについては私たちの指導が入りますので、そこら辺については万全にやっていきたいと思っています。

◎下地 智君

ぜひですね、福祉部長がおっしゃっているように、各そういうふうに通給者だろうと想定できる世帯にはですね、必ず連絡をしながらですね、もう全員がこの恩恵を受けられるような体制をしっかりとやっていただきたい。やっぱり補助金制度というのは、私がこれまで見る限りですね、いろんな情報不足だとかあるんだけど、申請できなくて、わからなくてね、その恩恵を受けられないという方がいろんな補助金制度の中でたくさんあると思うんですよ。そこら辺がね、今後の非常に課題だろうなという思いがあるものですから、特に弱者を救済するという体質の補助金ですから、しっかりとやっていただきたいなど、それを要望したいと思いますし、またいろんな補助金制度についてもですね、市長、やはりみんながせっかく受けられる条件があるのに、わからずにね、その補助金が受けられないというのがあると思いますので、そこら辺も一つの課題としてね、今後しっかりとやっていただきたいと、そういう要望を含めて、終わります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

言い忘れたことがあります。先ほど下地智議員からお話がありましたように、弱者という意味で、高齢者世帯ですね、高齢者世帯をどういうふうに通給していくかというものはできますけども、非課税世帯、要するに高齢者というのは島外に扶養義務者がいて、扶養に入っているというものが、この作業が大変だと思うんですよ。ですから、そこら辺もですね、十分にやっていきたいと思っています。一番その高齢者の非課税世帯ということについてはですね、関連する介護長寿課あたりも通してですね、十分に情報を聞き取りしてやっていきたいと思っています。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光恵君

議案第38号、平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約についてお伺いします。

平成26年度宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業ですね、この契約の内容について、まずお伺いいたします。

2点目は、契約の方法が随意契約となっておりますので、なぜ随意契約としたのか。

それから、3点目の契約金額1億8,126万7,000円、どのような算定のもとにこの金額となったのか、お伺いします。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

まず最初に、事業の概要であります。再生可能エネルギーを地域において最大限効率的に利用する利用モデルというものを構築することにより、エネルギーセキュリティーの確保や二酸化炭素排出削減に資することを目的とし、現在来間で実証事業を行っております。その実証事業の中で、今回の契約につきましては1億8,126万7,000円の契約金額でございますが、この内容につきましては蓄電池の1基分の増設、現在1基でやっておりますが、これを2基でやるということで、新たに1基の増設でございます。それから、それにかかわる2つの蓄電池の接続及びシステム化に関する契約内容となっております。

それから、どうして随意契約なのかというご質問でございます。これは、本事業につきましては、事業開始時の平成23年度におきまして、プロポーザル方式で事業者の公募を行っております。学識経験者から成る委員会の審議を得まして、事業選定を行っております。国際的にも事例も限られている最先端の取り組みであること、また本年度においては継続事業の4年目となることから、随意契約において契約を行うものでございます。

それから、契約金額の設定でございますが、これ1億8,000万円余の金額につきましては、これは蓄電池の開発、これは既製品ではありませんで、その規模に応じた開発、それからシステム化等を検証して設計をされた上で設置されるものでございますので、そういった内容から、1億8,000万円余ということになってございます。

◎前里光恵君

委託業務仮契約書の中でですね、履行期限というのが平成27年3月13日というふうになっておりますね。本契約日は、議会の議決日というふうになっております。これからすると、きょう議決したとしても1年足りないですね。この理由は何なのかということと、それから契約保証金、これが免除というふうになっておりますが、これについてもご説明お願いしたいと思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

まず、ご質問の契約保証金についてでございます。契約保証金、宮古島市契約規則第26条でございます。その中で、第26条第1項には、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならないとございます。さらに、同条第3項には、そういった規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号いずれかに該当するときは、契約保証金の全額または一部を納付させないことができるというふうになってございます。その中の（3）で、契約の相手方が過去2年間に市、国もしくは公社、公団、公庫等の政府関係機関または他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者である場合には、それに該当するというふうになってございます。そういったことから、平成23年度からこの事業は進めておりますので、それに該当するものとして、契約保証金は免除ということになってございます。

それから、期間でございますが、平成27年3月13日までというふうになってございますが、その期間において設置をしていただくと、蓄電池のですね、設置、それからシステム検証を行っていただくというこ

とになってございますが、当然ながらこれ余裕を持ってやってございまして、実質的には平成26年度ですので、平成27年の3月31日までの検証期間の中で実際の検証を行ってまいります。これ蓄電池がですね、実際には当初の開発の蓄電池の場合9カ月ほどかかりましたが、今度は2基目ということもありまして、約6カ月ほどかかります。そういったことから、検証期間は十分、これまでの検証とあわせてですね、検証期間はあるものと思っております。

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時33分)

再開します。

(再開＝午前11時38分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第37号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞栄城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第4、議案第38号、平成26年度「宮古島市来間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るシステム構築業務委託契約について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に反対の立場から討論いたします。

まず、2014年度の税制改正の特徴としてですね、庶民に増税を押しつける一方で、その反動による景気悪化への対策として、大企業に復興特別法人税の廃止、それに加えて数々の法人税の減税をばらまいています。家計を圧迫して、企業は支援する、12月13日付の朝日新聞の見出しです。それから、個人負担重く、企業に支援と、同日の毎日新聞の見出しですけれども、国民負担として2014年度から住民税の均等割の復興増税が開始されます。それによって6,000億円の税収を見込んでいますけれども、2013年より実施を予定していた大企業に対する復興特別法人税が1年前倒しで廃止されます。減税額が8,000億円。いわゆるこの税制改正で数々の見直し、これが8項目にわたってありますけれども、その中で市民への影響として、自動車業界の要請に応じてですね、自動車取得税を減らすかわりに、その穴埋めとしての軽自動車税をこの4月から引き上げるといふ、これが私も質疑した中身になりますけれども、軽自動車、そして軽2輪、オートバイと言えはですね、低収入の人たち、それから多くの農作業に従事している方々、そういう方々の利用しているものですから、それから家計の防衛策として軽自動車を普通乗用車から切りかえている方々もいらっしやいます。そういう中で、公共交通機関が衰退した地域、これがもう農村地域ではありますけれども、そういうところで軽自動車、バイクは唯一の交通手段なんですね。ですから、軽トラ含めて2台、3台と所有している世帯も少なくありません。本来税金と言えは、応能負担が、憲法でも明記されているとおり、それが原則だと考えます。お金を持っている人、持っていない人がそれぞれの能力に応じて税金を負担する、それを社会保障や雇用保障の形にして、全ての国民に再配分する、それが政治の責務でもあると考えます。だからこそ、この原則をないがしろにして、一番もうかっている、アベノミクスで恩恵を受けている大企業の減税の穴埋めとしてですね……

◎議長（眞榮城徳彦君）

済みません。討論の趣旨は手短にお願いします。

◎上里 樹君

はい、締めくくります。

穴埋めとして庶民増税を押しつけることは絶対に許せないし、消費税増税の上に、自動車取得税の減収

の見返りとして軽自動車税を増税することも、これは二重の弱い者いじめと考えます。よって、専決処分の承認に反対します。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎亀濱玲子君

私もこの報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に反対の立場から討論させていただきます。

まずは、原則として、地方税法、母法が改正するというので、まるで当然のようにこんなふうな専決処分をして、報告のみで税金が増税されていくということに関しては、私はあってはならないというふうに考えます。理由が周知に時間を要したいということなのですが、そうならば、むしろ議会に付すべきだというふうに、議会、委員会に付して、丁寧に議論をすべき、内容を議論すべき、それが議会の責務でもあるというふうに思います。ましてや宮古島という地域は、車に頼って暮らしが成り立っています。軽自動車が多い地域でもあります。これに課す税金がこういうふうにして議会の十分な議論も通さずに、本会議のみで通っていく、こうやって専決、報告で通っていくという手法はあってはならないと思います。この2点に関して私は報告に反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第4号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

報告第4号は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第6、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に反対の立場から討論いたします。

まず1つ目に、質疑でも明らかになりましたけども、過去5年間の負担限度額の改正等によって、10万円を超える負担になっているということ。2つ目に、基本的な考え方として、本来負担額の上限については国が責任を持って充当するのが筋だと考えます。いわゆる5割軽減や2割軽減、その枠を拡大するのであれば、ということですね。それで、後期高齢者支援金で2万円、介護納付金で今回2万円の引き

上げになりますけれども、国保加入者に負担を強いる形になっておりますので、この専決処分に対して反対するものです。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

報告第5号は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、報告第5号は承認されました。

これをもちまして今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成26年第3回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

（閉会＝午前11時47分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成26年5月1日

宮古島市議会

議長 眞榮城 徳彦

議員 仲間 則人

〃 國 仲 昌 二